

種別	鳥栖市での手続き	担当課 (TEL)	新住所での手続き
鳥栖市で印鑑登録を行っている方	異動日をもって廃止されます。お持ちの印鑑登録手帳は破棄してください。	市民課 85-3580	改めて、印鑑登録の手続きをしてください。
小中学校の児童生徒の保護者の方	現在の学校で在学証明書、教科用図書給与証明書をもってください。転校についてのご相談は教育委員会学校教育課へご連絡ください。	教育委員会 学校教育課 85-3520	新しい住所地の市区町村窓口（もしくは教育委員会）でご確認ください。
国民年金に加入または受給されている方	手続きの必要はありません。	国保年金課 85-3583	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入されている方	<p>○国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証、限度額認定証等をお持ちの方は返納をお願いします（郵送可）。</p> <p>○鳥栖市国民健康保険に加入の方で、就学、医療機関への入院、介護保険施設や児童福祉施設等への入所などで転出される方は、引き続き鳥栖市国民健康保険に加入となる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>○後期高齢者医療保険に加入の方で、医療機関への入院、介護保険施設等への入所などで県外に転出される方は、引き続き佐賀県後期高齢者医療保険に加入となる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>○転出日以降、鳥栖市国民健康保険被保険者証は使えません。誤って使った場合は、後日返還請求することがあります。</p>	国保年金課 85-3582	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。

種別	鳥栖市での手続き	担当課 (TEL)	新住所での手続き
児童手当を受けている方	異動日をもって廃止されます。		
子どもの医療費助成を受けている方	異動日をもって廃止されます。資格証は破棄してください。	こども育成課 85-3552	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている方	各証書をお持ちのうえ、窓口で手続きをしてください。		
障害者福祉サービス・特別障害者手当等を受けている方	手続きの必要はありません。	高齢障害福祉課 85-3642	
介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方	介護保険の被保険証をお持ちのうえ、窓口で受給資格証明書をお受け取りください。	高齢障害福祉課 85-3554	受給資格証明書をお持ちのうえ、申請手続きをしてください。
上下水道を使用されている方	電話・インターネット受付にて、上下水道中止・精算手続きをしてください。	上下水道局 85-3538	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
125cc以下のバイクをお持ちの方	廃車の手続きが必要です。電話で手続きについてお尋ねください。	税務課 85-3588	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
市税・国保税等が課税されている方	電話で納税についてお尋ねください。	税務課 85-3588	手続きの必要はありません。
鳥栖市内に固定資産を所有されている方	新しい住所を税務課固定資産税係までご連絡ください。	税務課 85-3590	手続きの必要はありません。
妊娠されている方	手続きは必要ありません。	保健センター 85-3650	妊婦健診票は、新しい住所地に市区町村窓口でご確認ください。母子手帳はそのまま使えます。